

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名： 野沢和弘

障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

その人の生活を考えたときに、くらす場所（住居）、はたらくこと（仕事）は、もっとも重要なものである。総合福祉法では、何をしてもここを充実させるべきだ。また、権利をしっかり守るしくみについても、つくる必要がある。支援がほとんどない障がい者も、おおぜいいる。いまから、しっかりとりくむべきだ。これらについて書く。

（1）グループホームやケアホームを、もっとつくること。家賃の補助をして、お金のない人も、グループホームで暮らせるようにすること。

①知的障がい者のうち、入所施設でくらしている人は約 12 万人、グループホームやケアホームは約 5 万人。ひとりでアパート暮らしをしている人もいるけれど、重度の知的障がい者の多くは 親といっしょにくらしている。これから日本はすごい勢いで 高齢化がすすむ。とくに 都市部では、高齢者があふれるようになる。重い障害のある人の場合、親がいっしょにくらしながら、日常生活の介助をしている。その親が年をとって、介護を必要とするようになったとき、 障害者はどうなるのか。

②ひとりでアパートにくらすのが好きな人もいれば、家族や仲間といっしょにくらすのが好きな人もいる。日本は年に 3 万人以上が自殺している。アジアの各国でも、自殺がふえてきた。WHO が調査をしているが、各国の自殺の原因に共通したものとして、「社会的孤立」が浮かび上がっているという。人間は、「孤立」というものに弱い生きものらしい。元気で、仕事なども調子がよいときには、ひとりでくらすのがいいが、体や心が弱ったりしているときには、好きな人や仲間といっしょにいる方が心強い、という人もいる。個室でプライバシーを守りながら、ひとつ屋根の下で仲間といっしょにくらすという生活スタイルは、もっと評価されてもいい。

③入所施設でくらしている人は、いろんな経費を差し引かれても、毎月手もとに 2 万 5000 円が残るようにきめられている。ところが、グループホームでくらしている人には、そのような制度がない。年金とすくない収入で生活している障害者は多い。親が足りない分のお金を出して、グループホームでくらしている人も多い。このような不公平をなくし、グループホームやケアホームでくらしている人も、2 万 5000 円くらいは、手元にのこるようにしてほしい。家賃補助でもいい。

（2）はたらくための支援を充実させる。特例子会社をふくめ一般企業でもっとはたらけるような制度をつくること。

①就労というと、知的障がい者の場合は、ほとんどが授産施設や作業所など「福祉の中ではたらく」ことを意味していた。一般就労の場合でも、一部の軽い障がいの人が、町工場やクリーニング店など、小さな事業所ではたらくことが多かった。ところが、最近は大きな企業も、特例子会社をつくって、知的障がいの人を、やとうようになってきた。特別な訓練を強いているのではなく、重い障がいのある人の得意なしごと（紙すき、クッキー作り、観葉植物の栽培など）を、企業が用意して、障がい者を受け入れるようになってきた。

地域で生活できる収入を得られるだけではない。知的な障がい者にとって、福祉にはない刺激を受け、自信をもちたり、自尊感情がうまれたりしている。会社の中で役割をもつことで、生きがいを感じている人も多い。

また、グローバリゼーションによる大競争やリストラなどで、疲れきっている企業も多い。知的障がい者の社員が入ってきてから「会社が明るくなった」「社員が刺激されてやる気が向上してきた」「社員が会社に誇りを感じてくれるようになった」という声をよく聞く。障がい者だけでなく、一般社員にとっても、よい影響が出ているのだ。

②給料が一般社員より安い、障がい者だけを囲っている、などの批判もあるが、知的障がい者にはほとんど縁の

なかった大企業が、ようやく知的障がい者をやとうようになってきたのだ。いまは、悪い面よりも、良い面を見て、伸ばしていく時期ではないか。まだ障がい者の雇用率が未達成の企業が、ぜんたいの半分はある。こちらを何とかすることこそ優先すべきで、よくなってきたところをつぶすようなことはしてはならない。理想を追い求めて現実をみないと最悪におちいる。

日本をだひょうする大企業があつまる、東証一部上場500社に、知的障がい者の雇用についてアンケートをとった。すでに知的障がい者を雇ったことのある企業は、8割が「もっと雇いたい」と答えた。まだ雇ったことがない企業は、ぎゃくに8割が「雇うことができない」と答えた。知的障がい者には仕事ができない、というまちがった先入観をもっているのだ。まず、経験してもらうことが大きいのだ。はじめから理想を高くすると、企業が知的障がい者を雇う経験がなかなかもてなくなる。未経験の企業にとって、知的障がい者を雇用しやすい特例子会社を、もっと広めていくべきだ。よい特例子会社をひろく紹介して、ぜんたいてきに少しずつ改善していく方がよい。

③重い障がい者も一般企業ではたらく、ということを前提に考えると、通勤のさいにガイドヘルプがぜひ必要だ。ジョブコーチも、もっと充実させるべきだ。総合福祉法では、ガイドヘルプを個別給付にしてほしいが、いまからでも、通勤のさいにガイドヘルプをつかえるようにすると、もっと多くの重度の知的障がい者が、一般の会社ではたらくようになるはずだ。

(3) 相談支援は判断能力にハンディのある障がい者にはぜったいに必要だ。法律できちんと位置付け、質の高い相談支援を全国各地にもっと増やしていくべきだ。

①現在の区分判定によるサービス支給決定をやめて、総合福祉法でもっと本人の意向を重視した支給決定にするのであれば、多くの知的障がい者にとって、相談支援は最重要になる。障がいのある本人を、エンパワメントによって自ら判断できるようにすることは大事だが、とくに中重度の知的障がい者には、それだけでは限界がある。結局は、親が決めてしまうことになりかねない。判断能力にハンディのある人、もともと言葉での表現ができない人、福祉サービスを受けるといった概念自体が理解できない人……そういう人の本当の意思をできるだけくみ取って、サービスにつなげられるような、質の高い相談支援を、もっとふやしていくことが必要だ。いまは50万人の利用者のうち、ケアマネージャーが個別支援計画をちゃんとつくっているのは3000人くらいだが、もっと増やすべきだ。いまからやらないと、総合福祉法ができたときに困ってしまう。

②サービス提供事業をやっている法人が相談支援をやると、自分の所属する母体法人と利害が相反する場合がある。できるだけ公平な立場で、障がい者本人のためだけを考える相談支援が必要だ。独立した相談支援事業にしていくよう、法律できちんと位置づけ、予算も十分につけなければ質の高いものはつukれない。

(4) 軽度の発達障がいの人の支援を充実させること。

①24時間の支援が必要なのは、全身性障がいの人だけではない。イギリスでは、触法の発達障がい者が、地域でくらすとき、6人～12人の支援スタッフが、ローテーションを組んで、24時間の見守り支援をしている。行動がはげしい人を見守ろうとすると、それだけ人手がいる。

②刑務所や少年院で、発達障がいの人にあった矯正プログラムがほとんどない。満期までつとめても、さらに悪い状態で地域にもどり、再犯してしまう例が多い。母親を殺したアスペルガー症候群の青年は、出所してからも福祉の支援がなく、若い女性2人を殺して死刑になった。発達障がい者本人にとっても、社会にとっても、不幸である。

③ディスレクシアとは、文字を書いたり、読んだりすることだけが、苦手という、発達障がいである。英語圏では、人口の10%～20%もいるといわれる。日本では調査はないが、4・5%くらいは存在するのではないかと、いわれている。いずれにしても、かなり大勢の人が、この障害をもっている。ところが、この障害について、きちんと理解されおらず、支援もない。ディスレクシアという障がいのある人自身が、自分で自分の障がいのことがわからない。学校では授業についていけず、孤立したり、笑われたり、いじめられたりして、二次的な症状が出る人がとても多い。細かい字を読むことは特に苦手で、すべての漢字にルビをつけられたりすると、まるで拷問(虐待)されている気分だと

いう。総合福祉法では、ディスレクシアをはじめ、軽度発達障がいへの支援を、手厚くすべきだ。いまからでも、ディスレクシアの子どもたちに対するコミュニケーション支援、学校や社会への啓発、などをやっていくべきだ。

(5) 障害者虐待防止法を一日も早くつくるべきだ。

①なぐる、ける、犯す、食事をあたえない、年金や給料をピンはねする、いじめる、きたない部屋に住ませる、病気になっても治療しない……そうした虐待が、閉鎖的な施設や職場で、たくさんおこなわれている。最近、障が者差別をなくす条例がある千葉県でも、入所施設で、女性の障がい者が、職員に性的虐待をうけて、妊娠していたことが発覚した。どんなところでも、虐待のリスクはあるのだ。もっとも虐待の被害にあっているのは、知的障がい者であろう。知的障がい者の親の会である全日本手をつなぐ育成会は、何年も前から、山井和則議員（現厚生労働政務官）ら民主党議員らと連携して、虐待防止法の制定にむけてとりこんできた。虐待の調査をしたり、研修をしたり、ガイドライン（試案）をつくったり、議員や厚生労働省に法制定をはたらきかけたりしてきた。もちろん、親が障がいのある子を虐待する場合もある。自らに矛先がむくことも覚悟して、それでもなんとか、虐待から知的障がいのある人をまもろうと、奮闘してきたのだ。その民主党が政権をとったのだから、障がい者虐待防止法はすぐにできると思っていた。これ以上、知的障がい者を見殺しにしないでほしい。

②たしかに通報をうける機関が、行政から独立していないと、ちゃんとした対応してくれないのではないかと、いう面はある。ただ、この財政状況から、すぐに全都道府県（あるいは市町村）に、独立した権利擁護機関をつくることは、むずかしいのかもしれない。仮に、そうしたものがないとしても、障がい者虐待を目撃した国民は、通報しなければならない義務を課すことは、すぐにでも法律をさだめて盛り込むべきだ。虐待されても、自分でSOSを発することができない人（子ども、認知症のお年寄り、知的障がい者など）には、だれが目撃したとしても、必ず通報しなければならない義務を課さなければ救われない。これを法律でさだめるだけで、救われる障がい者はたくさんいる。施設職員も、救われる人はたくさんいるだろう。施設内虐待では、職員の多くは、なんとかしたいと、苦しみながらも勇気もてなくて、通報できないというケースがよくある。結局は、職員もボロボロになっていくのである。民主党案は、虐待を起こさないように、早く救済できるように、職員を守っていく側面も、強く意識した内容になっている。

③NPO、弁護士、親のグループ、メディアなどは、各地で、苦戦しながらも、障がい者虐待の調査や救済にあたっている。法律ができれば、こうした活動が、もっともっとやりやすくなり、救済しやすくなる。各党の法案には、行政だけでなく、NPOなど民間との連携で、活動することが盛り込まれている。民間と交流することにより、行政も変えていくことができる。できることから、すぐにやるべきだ。

④与野党とも、障がい者虐待防止法をつくるべきだと言っており、法案まである。理想を求めてこの機会をのがしたら、いつできるのかわからなくなる。政局がかわって、障がい者虐待防止法に批判的な人たちが主導権をにぎることだって現実的にかんがえられる。児童虐待防止法だって、不完全なものが改正のたびによくなっている。千葉県の差別をなくす条例も、すこしずつよくなってきている。あたらしい制度は、じっさいにやってみないと、わからないことが多い。さいしょから、完ぺきなものをつくろうとしても、そんなにうまくはいかない。小さく産んで大きく育てることは、いろんなところで、行われてきている。独立機関をつくることを、付則や付帯決議にもりこんで、景気や税制改革などで、財政にメドがたったら、実行する、ということでもいいのではないかと。理想をもとめて最悪におちいる愚をおかさなないようにしてほしい。いまも、虐待されながら、助けもなくて、泣いている障がい者が全国にたくさんいる。

(6) わかりやすい文章で意見を出そう

漢字にルビをふるだけではわかりやすくない。さいしょから漢字をすくなくした方がよみやすい。文章は短くする。複雑なこうぞうの文章はやめる。専門用語はつかわない。抽象的なことばはやめる。比喩もやめる。スペースをあけたりする。それを提案したい。たとえば、つぎのように書きかえると、少しわかりやすくなるのではないかと？

当該対策と障がい者総合福祉法（仮称）との関連についても、可能な限り言及してください。



あなたが書く意見と 障がい者総合福祉法（仮称）との関連についても できれば書いてください。